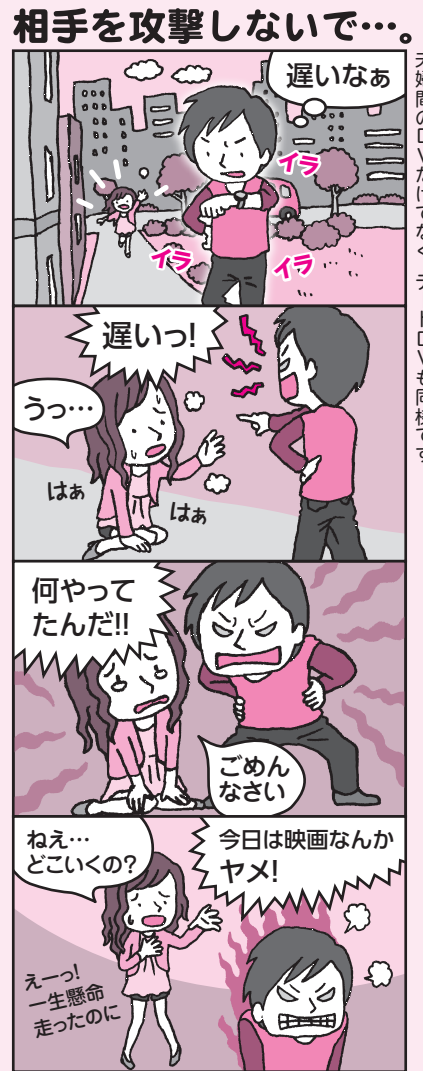




夫婦間のDVだけでなく、デートDVも同様です。

デートDVを知っていますか？

若い世代の恋人たちの間で起きる暴力を『デートDV』といいます。
デートDVが起こる背景には、「女だから」「男だから」などの意識や『力の支配』があるとされています。
また、恋愛中のため、「所有欲・支配欲」と「愛情」を混同してしまい、「好きだから」という気持ちが先立ってしまいます。
デートDVであることに当人たちは、なかなか気付かないため、周りの人が気付いてあげることが重要です。

ハネムーン期

暴力によってストレスが発散された状態です。ストレスが発散されたことにより、プレゼントを買ってきたり、「俺が悪かった。」「もう暴力は振るわない。」などと泣いて謝ります。そして、次の暴力に向かってストレスをためていく蓄積期に移行します。



ハネムーン期

被害者の気持ち

- ・私がいないとダメ
- ・私は愛されている
- ・もう1度信じてみよう

暴力のサイクルは繰り返される

爆発期

被害者の気持ち

- ・怖い
- ・私が悪い
- ・我慢しよう

爆発期

ため込んだストレスの限界がくると、突然に暴力を振るい始めます。多くは突発的なので予測することは困難で、暴力の衝動を抑制できなくなっているので大変危険です。

被害者に与える影響

DV被害を受け続けることにより自尊心がなくなり、無気力になっていきます。
また、直接身体に振るわれる暴力は、けがなどの身体的暴力のみならず、PTSD(外傷後ストレス障害)に陥るなど、深刻な影響をもたらし、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。

加害者のタイプ

暴力を振るう加害者に、外見や年齢、職業などに一定のタイプはありません。誰でも加害者や被害者になる可能性があります。

あなたは悪くない

加害者が暴力を振るうのは、自分に責任があると思っていませんか？自分に落ち度があるからだと思っていませんか？
しかし、暴力を振るわれるあなたに責任はありません。たとえ夫婦の間であっても許される行為ではなく、暴力を振るわれてよい人などいません。あなたに責任はありません!!

子どもに与える影響

暴力を目撃することによって、子どもにさまざまな心身の症状が表れることがあります。暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭の人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を振るうことを学習することもあります。
子どもには暴力のない環境で育ててほしいものです。

チェックリスト

◆チェックが付いたら被害者・加害者になっている可能性があります。悩まずにご相談ください!!

被害者になっていませんか？

- ☐ 相手が急にどなったり、物を投げる
- ☐ ささいなことでも怒られないか不安になる
- ☐ いつも「お前が悪い」と怒られる
- ☐ 電話に出ないと怒られる
- ☐ 友だちと会うことを制限される

加害者になっていませんか？

- ☐ 相手の携帯を勝手にチェックしてしまう
- ☐ いつも一緒にいないとイライラする
- ☐ 話しかけられても返事をしないことがある
- ☐ 相手が他の異性と話していると腹が立つ
- ☐ 大声でどなったりすることがある

DVのサイクル

蓄積期

次の爆発期に向かって内面にストレスをためている期間です。相手をコントロールしたい、支配下におきたいという願望が満たされないことに対してストレスをためる時期です。

蓄積期

被害者の気持ち

- ・相手の顔色や行動をうかがう
- ・自分を責める

友だちや知り合いが困っていたら…

DVは、表に出にくいのが特徴です。また、夫婦げんかで済まされてしまうことも少なくありません。

どんな親密な関係にあっても、暴力を振るう行為は犯罪です。そして、被害者は自分が被害にあっていることに、なかなか気が付きません。

被害を受けていることを相談するということは、勇気とエネルギーがいることです。友だちや知り合いが悩んでいたら、話を受け入れ「あなたのせいではないよ。」などと声をかけ、相談窓口一覧(表紙)を紹介してあげてください。

あなたを守るための法律があります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、地方裁判所に申し立て、認められれば、加害者を近づけないための保護命令が出されます。
保護命令には、以下の種類があります。

- 加害者があなたの身边に付きまといたり、あなたの居住、勤務先等の付近をはいかにすることを6ヶ月間禁止する接近禁止命令
- 加害者が家から2ヶ月間出ていくことを命令する退去命令
- 加害者があなたの子どもや親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6ヶ月間禁止する命令
- 加害者からあなたへの一定の電話・電子メール等を6ヶ月間禁止する命令

DV防止法が改正され、平成26年1月3日から施行されます!!

今回の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなります。
また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められます。

DVでお悩みの方にDV相談(配偶者暴力相談支援センター)

*面接及び電話相談(予約不要・先着順)

- 相談日：毎週火～日曜日(年末年始を除く)
- 時 間：午前9時～午後5時
- 場 所：女性センターそれいゆぶらざ
- 問合せ：048-463-0356
- * 毎週火曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けします。
- * 専門の相談員による相談は午前10時～午後4時

悩める女性のために女性総合相談

*面接相談のみ(予約不要・先着順)

家族間のもめごとや対人関係の悩み、暴力や虐待、離婚問題などあなたの悩みや問題などに対して経験豊かな相談員がご相談をお受けします。

- 相談日：毎週木曜日(年末年始を除く)
- 時 間：午前10時～午後3時
- 場 所：女性センターそれいゆぶらざ
- 問合せ：048-463-2697

◆個人の秘密は守ります。◆相談は無料です。
★相談場所が平成25年1月4日から女性センターそれいゆぶらざに変更になりました。(朝霞市中央公民館・コミュニティセンター内)